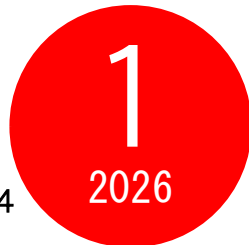




相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信 No.122

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <https://www.sr-kirin.jp/>
e-mail: kirin@sr-kirin.jp



2026年(令和8年)1月号

重要・
要確認

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点を確認しておきましょう

令和7年度税制改正により、基礎控除の見直し等(基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正)が行われました。

さらに、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務においても対応が必要です。どのような変更があり、どのように対応する必要があるのか? 以下で、その注意点を整理しておきます。

.....令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点.....

注意点① 扶養控除等(異動)申告書の記載事項の変更

令和7年分までの扶養控除等(異動)申告書には、「控除対象扶養親族」を記載していましたが、令和8年分以後の扶養控除等(異動)申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

注意点② 扶養親族等の数の算定方法の変更

令和7年分までの源泉徴収事務においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

〈補足〉令和8年分以降の「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」においても、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

注意点③ 源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和7年度税制改正の内容を反映した「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求める必要があります。

〈補足〉「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」も改正されたので、令和8年1月1日以後に支払うべき賞与については、「令和8年分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して、源泉徴収税額を求める必要があります。

★令和8年1月に支払う給与からの所得税の控除は、上記の新たなルールに沿って行うことになります。新たな扶養控除等(異動)申告書の記載内容などを確認し、新たな源泉徴収税額表を用いるようにしましょう。必要であれば、国税庁の「令和8年分 源泉徴収税額表」のダウンロードページのURLをお伝えしますので、気軽にお声掛けください。

源泉徴収



本
当
に
や
や
こ
し
い
用
語

- 控除対象扶養親族: 配偶者以外の同一生計親族のうち合計所得 **58万円以下かつ年齢16歳以上**
- 特定親族: 配偶者以外の親族のうち合計所得 **58万円超 123万円以下かつ年齢19歳以上 23歳未満**
- 源泉控除対象親族: 控除対象扶養親族 および 特定親族のうち合計所得が **58万円超 100万円以下**
- 同一生計配偶者: 同一生計の配偶者のうち合計所得 **58万円以下**
- 源泉控除対象配偶者: 同一生計の配偶者のうち合計所得 **95万円以下**
- ※配偶者特別控除の対象となる配偶者: 同一生計の配偶者のうち合計所得 **58万円超 133万円以下**

法改正

新たに出てきた178万円の壁とは

令和8年度税制改正大綱が閣議決定され、「178万円の壁」が話題となっています。「壁、壁」って、なんだか運気が下がる言葉のようで、私はあまり好きではありませんが、簡単に解説いたします。

■ 本人に所得税がかかるかどうかの壁の改定: 「103万円の壁」 → 「123万円の壁」 → **「178万円の壁」**

※ 収入178万円 - 給与所得控除 (69万円 + 5万円 = 74万円) = 104万円

※ 所得104万円 - 基礎控除 (62万円 + 42万円 = 104万円) = 0円 課税所得ゼロなので、所得税ゼロ

■ 配偶者の社会保険の被扶養者(3号被保険者)の壁の額には変更ありません。

※ 60歳未満・・・130万円 60歳以上・・・180万円 障害者・・・180万円

2026年4月改定・・・壁が130万円であることは変わりませんが、要件が変更

→ 「実際の支給給与の額」ではなく「労働契約上の賃金の額」で判断となります。





税理士、行政書士、無資格で社会保険労務士業務 逮捕

2025年10月20日配信の朝日新聞デジタル掲載記事に、大阪府の税理士法人の代表税理士が社会保険労務士法違反で逮捕されたことが報じられました。逮捕されたのは税理士1名と行政書士1名。大阪労働局への労働保険の申告業務を有料で行っていたとして、大阪府警は、余罪340件合計400万円の売上があったと見て捜査をしているとのことでした。

「士業」とは「弁護士」、「税理士」、「社会保険労務士」のように「～士」という名称を用いる職業の総称です。士業にはそれぞれ資格ごとに法律で「独占業務」が定められていて、その資格を持たない者が、独占業務を行う事はできません。お客様から「ついでにやって欲しい」という要望があると、硬い対応をとりにくいところですが、その甘さが今回の事件となってしまったと認識できます。士業以外の方が、どの業務が独占業務かを判断することは難しいと思いますので、今後、より一層丁寧なご説明が必要だと痛感しております。

なお、「独占業務」であっても、自社の業務を自社の社員が行うことは、当然になんら問題ありませんのでご安心ください。

また、「給与計算業務」については、労働法が重要になる分野ではありますが、「独占業務」ではありません。

おしらせ

きりん事務所新メンバー紹介 “五十嵐 裕子(いがらし ゆうこ)”

11月10日付で入社致しました五十嵐裕子と申します。前職も人事総務に関わる事務職ではありましたが、ここまで専門的に人事労務の業務に携わらせて頂くのは初めてで、学ぶことばかりの毎日ですが、新しいことを学べる事をとても嬉しく感じています。

1日も早く皆様のお役に立てるよう、頑張りたいと思っております。

家では4人の母としてパワフルに生活しています(笑)週末は子供のミニバス・野球観戦などスポーツ観戦を楽しんでおります。

春は選抜高校野球を観に、甲子園までいってきました。どうぞ宜しくお願い致します。

きりん事務所 2025年採用は、友侑子&裕子の“ダブルゆうこ”となりました。

2人とも学生時代はブラスバンド部に所属とのこと。体育会系のきりん事務所に、音楽の風が流れ込みました笑

バリバリ子育て中のママ2人ですが、明るく、前向きで責任感のある、強力な若手戦力になります。

皆さまどうぞよろしくお願ひ致します。



◆書初め◆ “整ほる”

25年間続けている私の年始の習慣の一つは書初めです。学生の頃から、どんなに一生懸命頑張っても字だけは上手になりませんでした。この拙い文字を1年間、毎日目につく場所に掲示しています。今年は「整ほる(ととのほる)」と書きました。古文源氏物語から頂いた言葉です。「ほる」という送り仮名は、「守る/保つ」という意味を持ち、「無理なく整い、守りながら続いていく状態」を表現する言葉です。

人は「意識」している事が、脳に飛び込んでくるものだそうです。目は単なるレンズであり、映ったもののうち、自分と共鳴するものだけが脳に届く。そう言えば、車音痴の私ですが、自分の車だけは「あ、同じ車だ」と目に留まるのも、雑踏の中、自分の名前だけは耳に届くのも、その一例と思うと頷けます。

振り返ると、社労士の勉強を5月に始めた年の書初めは「動くべし」と書いていました。開業に踏み切った年の年初には、「千里の道も一歩から」と書いています。どちらも年初には全く決めていなかった行動でした。

今年は、この書を眺め続けて、あらゆる土台が“整ほりたる”1年に致します。

本年の干支は丙午(ひのえうま)。誰しも一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか。60年に1度という事なので、私にとってはおそらく生涯最初で最後、たった一度きりの丙午になります。

丙は「成長の限界を超えて外へ広がる」、午は「太陽が最も高く上る」、丙午の年は、大きな飛躍、勢い・情熱・決断力が高まる年となるとのこと。

この一年をただ何となく過ごすのは勿体ないですね。皆様のご活躍を心から楽しみに、ご期待申し上げます。

本年も、きりん事務所一丸となって、サポートさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

